

里親Q&A

Q. 共働きでも里親になれますか？

A: 子どもの養育に支障のない範囲での共働きは問題ありません。必要に応じて保育所や放課後児童クラブ等も利用することができます。

Q. 子どもの年齢や性別などの希望はできますか？

A: ご希望はお伺いしていますが、里親制度は、「子どものための制度」です。自分の希望に合った子どもを選ぶ制度ではありません。しかし、委託の話がきたら断れないということはありません。同居されているご家族の同意も必要となりますので、ご家族みなさんでしっかり話し合い納得した上でお決めください。

Q. 不妊治療を続けていても、里親登録はできますか？

A: 不妊治療をやめなければ登録できないということはありません。里親として子どもを迎えた後に妊娠、出産される方もいます。そうなった場合のことも事前に夫婦でしっかり考え、話し合っ決めていただくことが必要となります。

Q. 研修は夫婦で受けなければならないのですか？

A: 特別養子縁組里親は、ご夫婦で登録することが条件になりますので、研修もご夫婦で受けていただくことになります。養育里親は、研修を受講した方が里親として登録されますので、ご夫婦どちらかが登録されていれば里親になれます。しかし、養育はご家族の協力が大切なので、できるだけ夫婦で研修を受講し登録していただくようお願いしています。

Q. 週末里親とはどんなことをするんですか？

A: 児童養護施設で生活している子どもの中で、親や親族との面会や外泊の機会が少ない子どもがいます。そうした子どもたちが、家庭生活を体験できるように、週末や夏休み、お盆、お正月などに、継続して家庭に迎え入れ一緒に過ごしていただくことが週末里親の役割です。

里親になりたい、里親制度について知りたい、と思われた方は

里親家庭サポートセンター 結いの実までお問合せください。

(窓口開設時間 9:00-17:30 / 相談無料)

TEL: 088-872-1012

✉ : info@satooya-yuinomi.jp



みなさまの地域・職場に伺います！

出張里親制度説明会もぜひご利用ください！(無料)



里親制度について

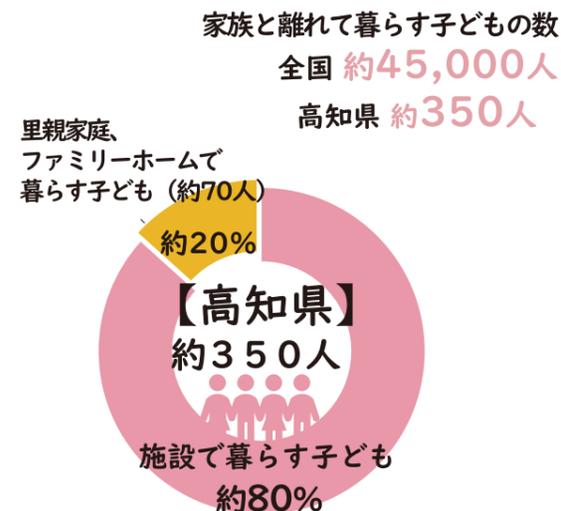
里親制度とは

様々な事情から家族と一緒に暮らせない子どもたちを保護者に代わって、自分の家庭に迎え入れ、一時的あるいは継続的に、温かい愛情と正しい理解を持って養育する制度です。

家族と離れて暮らす子どもたち

現在、日本では約45,000人の子どもたちが家族と離れて暮らしています。そのうち里親家庭で暮らしている子どもたちは約7,000人です。

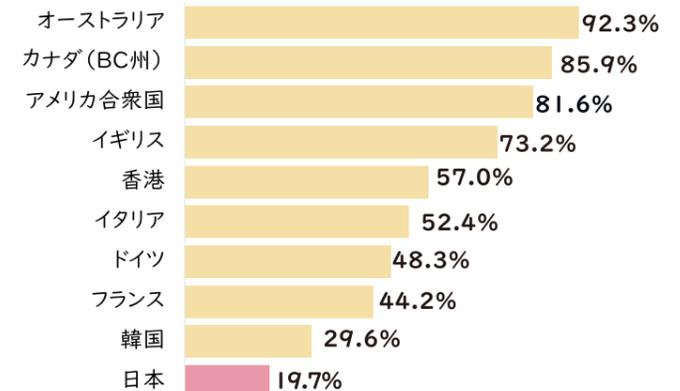
高知県では約350人の子どもたちが、家族と離れ、施設や里親家庭で暮らしています。



各国の里親委託率

里親等委託率は、国や地域ごとの家庭養護と施設養護のバランスを把握するための指標として使われています。社会体制や制度が異なり単純に比較することはできませんが先進諸国と比べ、日本の里親委託率は約2割。日本ではまだ、施設での養育が高い現状にあります。

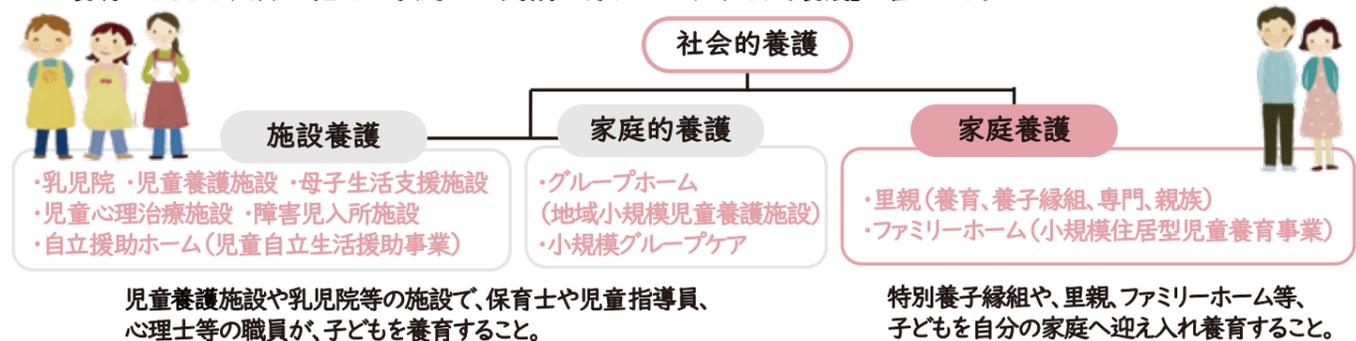
各国の要保護児童に占める里親委託児童の割合 (2018年前後の状況)



出展) 各国子どもの福祉当局一統計当局等の公開資料に基づき三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成
※「乳幼児の里親委託推進等に関する調査研究報告書」(令和2年度厚生労働省先駆的ケア・検証調査事業)
※日本の里親等委託率は、令和元年度末(2020年3月末)
※ドイツ、イタリアは2017年、フランス、アメリカ、カナダ (BC州)、香港は2018年、イギリス、オーストラリア、カナダは2019年の割合
※里親の概念は諸外国により異なる。

社会的養護とは

保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことを、「社会的養護」と言います。



里親の種類

養育里親

原則として0歳～18歳になるまで

様々な事情により社会的養護が必要な子どもを、一定期間家庭で養育する里親です。

原則として0歳～18歳になるまでの養育。子どもの実情によっては成人を迎えるまで延長するケースもあります。将来的には養子縁組に至るケースもあります。

一季節・週末里親

児童福祉施設で生活している親との面会や帰宅の少ない子どもを、数日～1週間程度子どもを家に迎え入れる里親です。

専門里親

虐待により心身に有害な影響を受けた子どもや非行問題を有する子ども、障がいのある子どもを養育する、専門性の高い里親です。

養子縁組里親

法的な親子関係

家庭裁判所へ申請手続きを行い、将来的に実子として迎え入れる里親です。

※戸籍には「長男」「長女」等、一般の親子と同様に記載されます。
※離縁は原則認められず、特に育て親側から離縁することはできません。
※年齢制限(原則15歳未満)や試験養育期間が定められています。

法改正でより身近に

2019年の法改正により、子どもの対象年齢は、「原則6歳未満」から「原則15歳未満」までに引き上げられました。また、成立までの手続きが見直され、養親を希望する人の負担が減りました。

親族里親

実親が死亡等により養育できない場合に、祖父母や成人したきょうだいが養育する里親です。

里親になるための要件

- 心身ともに健康であること
- 要保護児童の養育に対する理解及び熱意並びに児童に対して愛情を有していること
- 経済的に困窮していないこと(親族里親は除く)
- 国が定めた研修を受講すること
- 里親となることを希望する者およびその同居人が欠格事由に該当しないこと

《欠格事由》

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 児童福祉法等、福祉関係法律の規定により罰金の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

里親に支給される費用

里親として子どもを養育する間は、国の基準により子どもの年齢に応じて、生活費、幼稚園費、学校教育費、医療費等の必要経費が支給されます。

- 生活諸費・里親手当・学校教育費等が支給されます。
(里親手当は、養子縁組里親、親族里親については支給されません。)
- 委託児童が医療機関にかかるときは、委託児童ごとに交付される受診券を提示することにより、里親には負担なく診療を受けることができます。
- 所得税法上の扶養控除が受けられます。
- 養育中の委託児童が受けた(与えた)事故等について、里親賠償責任が生じた場合には、里親賠償責任保険の制度による保障が受けられます。

里親登録までの流れ



問い合わせ・相談

リクルーターによる家庭訪問

児童相談所へ来所 面談・申請書受取

児童相談所へ申請書提出

児童相談所による家庭訪問

認定前研修申込・受講

基礎研修 講義1日+施設実習1日
登録前研修 講義2日+施設実習2日

児童福祉審議会の意見聴取に基づき

都道府県知事が認定・登録



子どもたちが心豊かに成長できるように

里親制度は、児童福祉法に規定された「子どもの福祉のための」制度です。

里親になるために特別な資格は必要ありませんが、子どもが安全で安心できる家庭環境で暮らし、そして社会へ巣立っていくために、里親制度や里親養育について学び、養育技術を向上していくことが求められます。

子どもの養育は大変意義のあることで、楽しさや喜びを感じることもたくさんありますが、楽しいことばかりではなく、心配したり、悩んだりすることも起きてきます。

子育ては家庭の中で完結するものではありません。児童相談所や里親支援機関、乳児院や児童養護施設等、様々な専門職のスタッフや、地域の支援者たちが「チーム」となり、子どもの育ちを応援していきます。

より多くの方に「里親制度」について知っていただき、理解を深めていただければと願っております。

